

予備試験

令和6年予備試験
論文式試験分析会
民法

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001212 248266

LL24826

民法 問題

次の文章を読んで、後記の〔設問1(1)・(2)〕及び〔設問2(1)・(2)〕に答えなさい。

解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、令和6年1月1日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。なお、民法以外の法令の適用について検討する必要はない。

【事実Ⅰ】

1. Aが機関長として搭乗するタンカー甲は、令和3年4月1日、太平洋上で消息を絶った。令和4年6月22日、甲の船体の一部が洋上を漂流しているところを発見され、調査の結果、甲は、令和3年4月1日未明に発生した船舶火災によって沈没したことが明らかになった。同じ頃、甲の乗組員数名の遺体及び所持品の一部が発見されたが、Aの遺体は含まれていなかった。
2. Aの推定相続人は、子B及び子Cである。Aは、乙土地（時価2000万円相当）を所有しているが、そのほかに見るべき財産はない。
3. 令和4年6月23日、Bは、Aについて管轄の家庭裁判所に失踪の宣告を請求し、同年8月1日、失踪の宣告がされた。

【事実Ⅱ】

前記【事実Ⅰ】の1から3までに加えて、以下の事実があった。

4. Aは、平成30年4月1日、以下の内容の自筆証書遺言に係る同日付遺言書（以下「本件遺言書」という。）を適法に作成し、封筒に入れて厳封した上で、自室の机の引出しに入れておいた。
 - (1) 乙土地をCに相続させる。
 - (2) 前項に記載以外の財産は、各相続人の法定相続分に従って相続させる。
5. 令和4年8月24日、Bは、遺産分割協議書等の必要な書類を偽造して、乙土地について相続を原因とする自己への所有権移転登記をした。その上で、Bは、Dに対して、同月25日、乙土地を代金2000万円で売り渡し、その旨の登記がされた。Dは、現在も乙土地を占有している。
6. 令和4年8月30日、CがAの部屋を片付けていたところ、机の引出しから本件遺言書を発見し、これを管轄の家庭裁判所に提出して検認を請求し、同年9月14日、適法に検認が行われた。

〔設問1(1)〕

【事実Ⅰ】及び【事実Ⅱ】（1から6まで）を前提として、Cは、Dに対して、所有権に基づき、乙土地の明渡しを請求した。Dからの反論にも言及しつつ、Cの請求が認められるかについて論じなさい。

【事実Ⅲ】

前記【事実Ⅰ】の1から3までに加えて、以下の事実があった（前記【事実Ⅱ】の4から6までは存在しなかったものとする。）。

7. Aは甲の沈没後に外国漁船によって救出されていたが、諸般の事情から帰国できないでいた。Aは、令和4年8月5日頃、Bに電話をして無事を伝えたが、Bは、Aの滞在する地域の情勢等から帰国は困難であると判断し、友人Fに、Aは生存しているものの帰国は困難であることを伝え、その財産の処分について相談したほかは、この事実を誰にも話さずに秘匿していた。Aの滞

在する地域は外国との通信が厳しく制限されており、前記の電話のほかにAの生存を伝えるものはなかった。

8. 令和4年8月24日、Cは、適法に相続放棄の申述を行った。同月25日、乙土地について、相続を原因とするAからBへの所有権移転登記がされた。同年10月20日、Bは、Aの生存を知らない不動産業者Eに対して、代金2000万円で乙土地を売り渡し、その旨の登記がされた。その際、Bは、Eに対して、「ひょっとしたら1年後くらいに1割増しで買い戻すかもしれないので、その間は他の人に処分しないでほしい。」と申し向けていた。
9. 令和5年6月19日、Eは、Fから「Bから乙土地の買戻しの話は聞いていると思うが、今のところ、Bには十分な資金がない。そこで、Bと話し合った上で、私が乙土地を購入することになった。」と聞き、Bにも確認した上で、Fに対して、乙土地を代金2200万円で売り渡し、その旨の登記がされた。Fは、現在も乙土地を占有している。
10. Aは、令和5年6月24日、住所地に帰来した。その後、Aの請求を受けた管轄の家庭裁判所は、Aの失踪の宣告を取り消した。

〔設問1(2)〕

【事実Ⅰ】及び【事実Ⅲ】(1から3まで及び7から10まで)を前提として、Aは、Fに対して、所有権に基づき、乙土地の明渡しを請求した。Fの反論にも言及しつつ、Aの請求が認められるかについて論じなさい。

【事実Ⅳ】

11. Gは、令和6年3月1日、取引関係にあるHに対する500万円の支払債務を弁済する目的で、取引銀行であるI銀行に、500万円の振込依頼をしたが、その際、振込先として、誤って、K銀行のH名義ではなくJ名義の普通預金口座(以下「J名義口座」という。)を指定してしまった。K銀行は、I銀行からの振込依頼を受け、K銀行のJ名義口座に500万円の入金処理を行った(以下「本件誤振込み」という。)。なお、Jは、G及びHとは何ら関係のない人物である。
12. Gは、令和6年3月7日、Hから入金がない旨の連絡を受け、本件誤振込みに気付いた。
Gは、直ちにI銀行に連絡し、J名義口座への振込依頼は誤りであり、Jとの間に振込みの原因となる関係はないので、J名義口座に入金された500万円を戻してほしい旨申し出た。I銀行は、直ちに、K銀行に返還を求めた。
13. 一般に、銀行実務では、振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す、組戻しという手続が執られている。
14. 令和6年3月8日午前10時、K銀行は、Jに組戻しの承諾を得ることとし、K銀行の担当者がJに電話を架け、応答したJに対し、Gからの500万円の振込みについて、Gは誤振込みであるとして、組戻しを求めている旨説明し、その承諾を求めた。これに対し、Jは、Gから500万円を振り込まれる理由は確かにすぐには思い当たらないが、よく考えたい、組戻しの承諾をするかどうかについては検討して後日連絡する旨述べた。しかし、その後、Jは、K銀行に連絡をすることなく、K銀行の担当者との問合せにも応じなくなった。

〔設問2(1)〕

【事実Ⅳ】(11から14まで)を前提として、Gが、Jに対して500万円の不当利得の返還を求めた場合に、その請求が認められるかについて論じなさい。なお、J名義口座からは、本件誤振込みの後、出金は行われていないものとする。

【事実V】

前記【事実IV】の11から14までに加えて、次の事実があった。

15. 令和6年3月8日夜、Jは、債権者の一人である知人Lに対して、現金で500万円の弁済をしていた。Lによると、Jは同日午後8時頃に、突然Lの自宅を訪れ、Lに対して負う債務の弁済が遅れたことをわび、弁済に充ててほしいと現金500万円を置いていった。Lが弁済金の出所を尋ねたところ、Jは、自分の銀行口座に誤って振り込まれた金銭である旨を説明した。Lは迷ったが、結局これをJに対して有する債権の弁済として受け取った。
16. K銀行は、【事実IV】14のとおり、令和6年3月8日午前10時にJに組戻しの承諾を得るべく連絡をしていたが、K銀行の担当者は、J名義口座について取引を一時的に停止するなどの措置を採ることをしていなかった。同日午後1時、Jは、同口座から現金500万円の払戻しを受けており、それにより同口座の残高は0円となっていた。同口座は、ここ数年間残高は0円であって、本件振込み及びその払戻しを除き、入出金は行われていなかった。
17. Gは、Lに対して、JがLに支払った現金500万円は本件誤振込みにより送金された500万円を払い戻したものであるとして、不当利得返還請求権に基づき、500万円の返還を求めた。これに対してLは、①Lの利得はJの一般財産からの弁済であるから、Gの損失との間には因果関係がないこと、②Lの利得はJに対する債権の弁済の受領であり、法律上の原因があることを理由として、Gの請求を拒絶した。

〔設問2(2)〕

【事実IV】及び【事実V】(11から17)までを前提として、GのLに対する不当利得返還請求が認められるかについて、Lの反論①及び②に留意しつつ論じなさい。

民法 解答のポイント

第1 設問1

1 小問(1)について

設問1は、物権に関する問題である。まず、CがDに対し、乙土地の明渡し請求をするにあたり、Cの乙土地の所有権の取得原因を失踪宣告、相続に関連する条文に沿って指摘する必要がある。

Dからは、民法(以下、法令名を略す。)899条の2第1項に基づく反論を指摘する必要がある。

そして、CとDが共有関係にあると考える場合には、共有者の他の共有者に対する明渡し請求の可否を検討する必要がある。

2 小問(2)について

本問では、失踪宣告後、取消し前の善意でした行為について、受益者が善意であり転得者が悪意である場合について、32条1項後段の適用が問題となる。

まず、同条項の「善意」の意義について示した後、転得者の問題について、絶対的構成と相対的構成のいずれをとるのかを検討する必要がある。絶対的構成をとる場合であっても、本件事情の下では、例外的に相対的構成をとることができないかを検討する余地がある。

第2 設問2

1 小問(1)について

設問2は不当利得に関する問題である。小問(1)は、不当利得返還請求の要件を満たすかを丁寧に検討する必要がある。特にJ名義口座からは、本件誤振込後、出金は行われていないため、本件誤振込によりJに受益が認められるかを指摘する必要がある。

2 小問(2)について

本問では、誤振り込みにより取得された金銭が弁済に充てられた場合について、不当利得返還請求権(703条)が認められるかが問題となる。

騙取金による弁済に関する判例(最判昭49.9.26/百選Ⅱ[第9版]144頁)を応用し、本件具体的事情を踏まえて、特に社会通念上の因果関係や法律上の原因の要件が認められるかを検討する必要がある。

— MEMO —

民法 解答例

第1 設問1

1 小問(1)について

(1) Cは、Dに対し、Aに失踪宣告がなされ、令和3年4月1日に発生した甲の火災、沈没時点で危難が去ったといえるから、同日、Aが死亡したとみなされ（民法（以下法名略）31条）本件遺言書について、令和4年9月14日、適法に検認が行われたことから、相続および本件遺言書にかかる遺言により、乙土地の所有権を取得した（896条、985条1項）と主張して、所有権に基づき乙土地の明け渡しを主張する。

(2) これに対し、Dは、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えなければ、第三者に対抗できない（899条の2第1項）と反論する。

そして、乙土地の持ち分のうち2分の1を超える部分は、Cの法定相続分（900条1号）を超えるからDに対抗できない。

したがって、Dは、乙土地の共有持分を有するため、その全部を使用することができる（249条1項）から、Cの明け渡し請求は、認められない。

2 小問(2)について

(1) AのFに対する所有権に基づく返還請求権としての土地明け渡し請求権は認められるか。

(2) Aの乙土地もと所有に対し、Fの反論としては、失踪宣告および相続により乙土地の所有権を取得したBからE、EからFへの

売買契約（555条）により、所有権を取得していると主張する。それに対し、Aは、A本人の請求により失踪宣告が取り消されている（32条1項前段、121条）ため、Fは乙土地の所有権を取得できないと主張する。

(3) Fの再反論として、EがAの生存を知らず「善意」（32条1項後段）であるとして、善意の受益者からの転得者である自らは保護されるという主張が考えられる。

判例によれば、「善意」とは当事者双方の善意が求められるが、32条1項後段の趣旨は取引安全を保護する点にあるから、「善意」とは第三者の善意のみをいうと解する。

一方、受益者が善意である場合には、32条1項後段の適用による効果の反射および法的安定の観点から、原則として、その後の転得者の主観を問わない。もっとも、悪意の転得者が善意の受益者を藁人形の如く利用した場合には、当該転得者の取引安全は保護に値せず、例外的に、当該転得者への32条1項後段の適用が否定されると解する。

本件で、EはAの生存を知らず「善意」であり32条1項が適用され、Fの主観は問われないのが原則であるが、Fは相続人BからAの生存を聞いているため悪意であり、EにAの生存を伝えないままE F間売買契約を締結させているから、Eを藁人形の如く利用しているといえ、32条1項後段の適用は否定される。

(4) したがって、Fの主張は認められず、Aの請求が認められる。

第2 設問2

1 小問(1)について

- (1) Gは、Jに対し、J名義口座に振り込まれた500万円を不当利得として返還請求する(703条)。同条の要件は、利得、損失、因果関係、法律上の原因がないことである。
- (2) まず、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振り込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に、振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して振込金額相当の普通預金債権を取得するから、GのJに対する本件誤振込みにより、Jは、K銀行に対する500万円の普通預金債権を取得するため、同額の利得を得たといえる。
- (3) Gは、本件誤振込みにより、I銀行から、500万円の払戻しを受けることができなくなっているから、同額の損失がある。
- (4) 上記Jの利得とGの損失は、いずれも本件誤振込みにより生じたものであり、社会通念上の因果関係がある。
- (5) 法律上の原因がないとは、不当利得制度は、形式的、一般的には、正当視される財産的価値の移動が、実質的、相対的には正当視されない場合に公平の理念に従ってその矛盾を調整することを目的とした制度であるから、公平の観念に照らして財産的価値の移動を正当化する実質的理由がないことをいう。本件誤振込みは、Gが、K銀行のH名義の口座に振込をすべきところ、誤って

J名義口座を指定したためになされたものであるから、公平の観念に照らして500万円の移動を正当化する実質的理由がないといえるため、法律上の原因がない。

よって、GのJに対する不当利得返還請求は、認められる。

2 小問(2)について

- (1) GのLに対する不当利得返還請求は認められるか。
- (2) 本件誤振り込み500万円について、受領したLは利得を得、Gは損失を被っている。
- 703条の趣旨である公平の観点から、因果関係は社会通念上の因果関係で足り、利得につき他人の金銭を取得したことについての悪意または重過失があるときは当該他人との関係で法律上の原因は認められない。
- 本件誤振込みの後、Jが500万円を自己のLに対する債務の弁済に充てたもので、Jの口座の残高はここ数年間0円であったため、金銭の流れをみれば、社会通念上Gの金銭でLの利得をはかったと認められるだけの連結があるから、社会通念上の因果関係が認められる。したがって、Lの①の反論は認められない。
- また、Lは受領した500万円につき、Jから誤振り込みによるものであることを聞いており、他人の金銭であることにつき悪意であるから、Gとの関係で法律上の原因がない。したがって、Lの②の反論は認められない。
- (3) よって、GのLに対する請求は認められる。 以上

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LL24826